令和８年１１月２６日

第５回羽島市議会定例会議案

目　　次

承第　６号　専決処分の報告並びにその承認について（専第１０号　令和８年度羽島市一般会計補正予算（第４号））…… 3

議第７９号　羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について…… １１

議第８０号　羽島市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について…… ４１

議第８１号　羽島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について…… ４４

議第８２号　羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について…… ４７

議第８３号　羽島市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の一部を改正する条例について…… ５１

議第８４号　羽島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について…… ５３

議第８５号　羽島市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について…… ５５

議第８６号　令和８年度羽島市一般会計補正予算（第５号）…… ５７

議第８７号　令和８年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）… ８８

議第８８号　令和８年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第２号）…… ９４

議第８９号　令和８年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計補正予算（第１号）…… ９９

議第９０号　令和８年度羽島市病院事業会計補正予算（第１号）……１０６

承第６号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、その承認を求める。

令和８年１１月２６日提出

羽島市長　松　井　　聡

専第１０号

令和８年度羽島市一般会計補正予算（第４号）

令和８年度羽島市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，３７４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０，８９７，５４７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

上記のとおり地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和８年１０月１６日専決

羽島市長　松　井　　聡

第１表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		２，６３１，８３８	４７４	２，６３２，３１２
	２基金繰入金	２，６２５，７９８	４７４	２，６２６，２７２
21 市債		１，４９２，７００	４，９００	１，４９７，６００
	１市債	１，４９２，７００	４，９００	１，４９７，６００
歳入合計		３０，８９２，１７３	５，３７４	３０，８９７，５４７

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3民生費		１２，１４０，３５４	５，３７４	１２，１４５，７２８
	1社会福祉費	６，８０４，４３６	５，３７４	６，８０９，８１０
歳出合計		３０，８９２，１７３	５，３７４	３０，８９７，５４７

第２表

地　方　債　補　正

（変更）　　（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧老人福祉センター解体事業	107,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	112,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　歳入

（款）18 繰入金

（項）2 基金繰入金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 基金繰入金	2,625,798	474	2,626,272	1 財政調整基金繰入金	474	財政調整基金繰入金　474(既決 1,752,482)
計	2,625,798	474	2,626,272			

（款）21 市債

（項）1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
2 民生債	263,700	4,900	268,600	2 老人福祉債	4,900	旧老人福祉センター解体事業 4,900(既決 107,100)
計	1,492,700	4,900	1,497,600			

2　歳出
(款) 3　民生費
　(項) 1　社会福祉費　　(単位：千円)

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1　社会福祉総務費	1,929,372	5,374	1,934,746		4,900		474	14　工事請負費	5,374	旧老人福祉センター解体事業 5,374(既決 119,752)
計	6,804,436	5,374	6,809,810		4,900		474			

地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（変更）　　（単位：千円）

区分	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額		補正前	補正後
		補正前	補正後		
1 普通債	10,828,424	1,492,700	1,497,600	11,249,464	11,254,364
(2) 民生	34,400	263,700	268,600	295,669	300,569
合計	18,880,999	1,492,700	1,497,600	18,390,746	18,395,646

議第７９号

羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

羽島市長　松　井　　聡

【提案理由】

国家公務員の一般職の職員の給与に係る令和８年８月人事院勧告を踏まえ、羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものである。

羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（羽島市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　羽島市職員の給与に関する条例（昭和２９年羽島市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（初任給調整手当） 第４条の２　略 ⑴　医療職給料表⑴の適用を受ける職員の（病院、診療所等において医療業務に従事する医師及び歯科医師である）職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市の規則で定めるもの　月額４１８，６００円 ⑵　医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で市の規則で定めるもの　月額５２，６００円 ⑶　略 ２及び３　略 （期末手当） 第２０条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５（行政職給料表⑴の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの並びに同表以外の各給料表	（初任給調整手当） 第４条の２　略 ⑴　医療職給料表⑴の適用を受ける職員の（病院、診療所等において医療業務に従事する医師及び歯科医師である）職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市の規則で定めるもの　月額４１７，６００円 ⑵　医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で市の規則で定めるもの　月額５２，１００円 ⑶　略 ２及び３　略 （期末手当） 第２０条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１２６．２５（行政職給料表⑴の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの並びに同表以外の各給料表

の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。以下「特定管理職員」という。）にあっては１００分の１０６．２５）、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５（特定管理職員にあっては、１００分の１０８．７５）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。以下「特定管理職員」という。）にあっては１００分の１０６．２５）＿＿＿

の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５（特定管理職員にあっては、１００分の１２６．２５）、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５（特定管理職員にあっては、１００分の１２８．７５）を乗じて得た額の総額	の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に　　１００分の１０６．２５（特定管理職員にあっては、１００分の１２６．２５）　　を乗じて得た額の総額
⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の５１．２５（特定管理職員にあっては、１００分の６１．２５）、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５（特定管理職員にあっては、１００分の６３．７５）を乗じて得た額の総額	⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に　　１００分の５１．２５（特定管理職員にあっては、１００分の６１．２５）　　を乗じて得た額の総額
３～５　略	３～５　略

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

ア 行政職給料表(1)

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800	
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100	
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400	
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600	
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900	
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100	

52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400
53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600
54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900
55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200
56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500
57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700
58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000
59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300
60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500
61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700
62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000
63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300
64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500
65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700
66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000
67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300
68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500
69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700
70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000
71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300
72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500
73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700
74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400	440,000
75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700	440,300
76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900	440,500
77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100	440,800
78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400	441,100
79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700	441,400
80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900	441,600
81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100	441,900
82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400	442,200
83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700	442,500
84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900	442,700
85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100	442,900
86	275,500	315,300	366,500	408,700	421,400	443,200
87	275,800	315,600	366,900	409,100	421,700	443,500
88	276,100	315,900	367,300	409,500	421,900	443,700
89	276,400	316,200	367,500	409,800	422,100	444,000
90	276,700	316,500	367,900	410,300	422,400	444,300
91	277,000	316,800	368,300	410,700	422,700	444,600
92	277,300	317,100	368,700	411,100	422,900	444,800
93	277,600	317,300	368,900	411,400	423,100	445,000
94		317,500	369,200	411,900	423,400	445,300
95		317,800	369,600	412,300	423,700	445,600
96		318,200	369,900	412,700	423,900	445,800
97		318,400	370,200	413,000	424,100	446,000
98		318,700	370,600	413,500	424,400	446,300
99		319,000	371,000	413,900	424,700	446,600
100		319,400	371,400	414,300	424,900	446,800
101		319,600	371,900	414,600	425,100	447,000
102		319,900	372,300	415,100	425,400	447,300
103		320,200	372,700	415,500	425,700	447,600
104		320,500	373,100	415,900	425,900	447,800
105		320,700	373,600	416,200	426,100	448,000
106		321,000	374,000	416,700	426,400	
107		321,300	374,300	417,100	426,700	
108		321,600	374,600	417,500	426,900	
109		321,800	375,000	417,800	427,100	

	110		322,100		418,300	427,400		
	111		322,500		418,700	427,700		
	112		322,800		419,100	427,900		
	113		323,000		419,400	428,100		
	114		323,200		419,900	428,400		
	115		323,500		420,300	428,700		
	116		323,900		420,700	428,900		
	117		324,100		421,000	429,100		
	118		324,300					
	119		324,600					
	120		324,900					
	121		325,200					
	122		325,400					
	123		325,700					
	124		326,000					
	125		326,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 218,800	基準給料月額 247,600	基準給料月額 292,400	基準給料月額 314,800	基準給料月額 331,600	基準給料月額 359,500	基準給料月額 405,400

備考　この表は、行政職給料表(2)及び医療職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

（単位 円）

職員の区分	職務の級 / 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	207,900	249,800	270,300
	2	209,600	250,600	271,200
	3	211,300	251,400	272,100
	4	213,000	252,100	273,000
	5	214,700	252,800	274,000
	6	216,400	253,500	274,900
	7	218,000	254,300	275,900
	8	219,600	255,000	276,800
	9	221,200	255,800	277,700
	10	222,700	256,500	278,500
	11	224,200	257,200	279,200
	12	225,600	257,800	279,600
	13	227,000	258,500	280,200
	14	228,500	258,900	280,600
	15	230,000	259,400	281,000
	16	231,500	259,800	281,400
	17	232,900	260,300	281,800
	18	234,300	260,700	282,300
	19	235,700	261,200	282,800
	20	237,000	261,600	283,400
	21	238,400	261,900	284,100
	22	239,400	262,200	284,700
	23	240,500	262,500	285,300
	24	241,500	262,800	286,100
	25	242,500	263,300	286,900
	26	243,300	263,800	287,600
	27	244,200	264,200	288,100
	28	245,000	264,700	288,800
	29	245,900	265,200	289,600
	30	246,700	265,700	290,300
	31	247,500	266,100	291,000
	32	248,200	266,500	291,600
	33	249,000	266,800	292,300
	34	249,500	267,300	293,000
	35	250,000	267,800	293,700
	36	250,500	268,200	294,300
	37	251,100	268,600	294,900
	38	251,600	269,100	295,600
	39	252,000	269,500	296,200
	40	252,500	269,900	296,700
	41	252,900	270,300	297,200
	42	253,200	270,700	297,700
	43	253,500	271,200	298,100
	44	253,800	271,500	298,500
	45	254,200	271,800	299,000
	46	254,500	272,200	299,600
	47	254,900	272,600	300,100
	48	255,300	272,900	300,400
	49	255,600	273,300	300,800
	50	255,900	273,700	301,200
	51	256,200	274,000	301,700
	52	256,500	274,300	302,200
	53	256,700	274,700	302,600
	54	257,000	275,000	303,000

	55	257,300	275,300	303,500
	56	257,600	275,700	304,000
	57	257,800	276,000	304,400
	58	258,100	276,300	305,000
	59	258,400	276,600	305,500
	60	258,600	276,900	306,100
	61	258,800	277,200	306,700
	62	259,100	277,500	307,200
	63	259,400	277,800	307,700
	64	259,600	278,100	308,200
	65	259,800	278,300	308,600
	66	260,100	278,600	309,100
	67	260,400	278,900	309,500
	68	260,600	279,100	309,900
	69	260,800	279,300	310,200
	70	261,100	279,600	310,500
	71	261,400	279,900	310,900
	72	261,600	280,100	311,300
	73	261,800	280,300	311,600
	74	262,100	280,600	311,900
	75	262,400	280,900	312,300
	76	262,600	281,100	312,700
	77	262,800	281,300	313,100
	78	263,100	281,600	313,500
	79	263,400	281,900	313,900
	80	263,600	282,100	314,300
	81	263,800	282,300	314,600
	82	264,100	282,600	315,100
	83	264,300	282,900	315,500
	84	264,600	283,100	316,000
	85	264,800	283,300	316,300
	86	265,000	283,500	316,800
	87	265,300	283,800	317,300
	88	265,600	284,100	317,600
	89	265,800	284,300	318,000
	90	266,100	284,500	318,500
	91	266,400	284,800	319,000
	92	266,600	285,000	319,500
	93	266,800	285,300	319,800
	94	267,100	285,600	320,200
	95	267,400	285,900	320,600
	96	267,600	286,100	321,100
	97	267,800	286,300	321,500
	98	268,100	286,600	321,900
	99	268,400	286,800	322,200
	100	268,600	287,100	322,500
	101	268,800	287,300	322,800
	102	269,100	287,500	323,200
	103	269,400	287,800	323,500
	104	269,600	288,100	323,900
	105	269,800	288,300	324,200
	106		288,500	324,600
	107		288,800	325,000
	108		289,000	325,200
	109		289,300	325,400
	110		289,600	325,700
	111		289,900	326,000
	112		290,100	326,200
	113		290,300	326,400

	114		290,600	326,700
	115		290,800	327,000
	116		291,000	327,200
	117		291,300	327,400
	118		291,600	327,700
	119		291,900	328,000
	120		292,100	328,200
	121		292,300	328,400
	122		292,500	328,700
	123		292,800	329,000
	124		293,100	329,200
	125		293,300	329,400
	126		293,500	329,700
	127		293,800	330,000
	128		294,100	330,200
	129		294,300	330,400
	130		294,500	
	131		294,800	
	132		295,100	
	133		295,300	
	134		295,500	
	135		295,800	
	136		296,100	
	137		296,300	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 225,300	基準給料月額 237,100	基準給料月額 256,900

備考　この表は、単純な労務に雇用される職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

ア　医療職給料表(1)

(単位　円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	317,300	430,100	486,900	584,000	632,700
	2	319,700	432,800	488,900	590,100	638,500
	3	322,000	435,500	490,800	595,200	643,500
	4	324,200	438,100	492,700	599,900	647,800
	5	326,400	440,600	494,200	604,200	651,800
	6	329,900	442,800	495,900	608,500	655,200
	7	333,400	444,800	497,700	611,900	658,100
	8	336,900	446,900	499,500	614,800	660,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300	
	10	344,000	450,600	503,000	619,600	
	11	347,500	452,200	504,800		
	12	351,000	453,800	506,600		
	13	354,500	455,400	508,400		
	14	358,000	456,900	510,100		
	15	361,500	458,400	511,900		
	16	365,000	459,800	513,700		
	17	368,400	461,200	515,500		
	18	371,600	462,700	517,400		
	19	374,900	464,200	519,300		
	20	378,100	465,600	521,200		
	21	381,400	466,900	523,100		
	22	384,700	468,400	524,800		
	23	387,900	469,800	526,600		
	24	391,000	471,200	528,400		
	25	394,200	472,600	530,000		
	26	396,600	474,000	531,800		
	27	399,000	475,300	533,600		
	28	401,200	476,600	535,100		
	29	403,200	478,000	536,500		
	30	404,900	479,300	538,200		
	31	406,600	480,700	540,000		
	32	408,400	482,100	541,700		
	33	410,200	483,400	543,200		
	34	412,000	484,700	544,500		
	35	413,600	486,000	545,800		
	36	415,100	487,400	547,100		
	37	416,600	488,800	548,100		
	38	418,000	490,400	549,400		
	39	419,400	492,000	550,700		
	40	420,800	493,500	552,000		
	41	422,300	495,100	553,000		
	42	423,100	496,300	553,800		
	43	423,800	497,300	554,600		
	44	424,500	498,300	555,400		
	45	425,300	499,100	556,300		
	46	425,900	500,000	557,100		
	47	426,500	500,900	557,900		
	48	427,000	501,700	558,600		
	49	427,500	502,400	559,400		
	50	427,900	503,100	560,200		
	51	428,400	503,800	560,900		
	52	428,800	504,400	561,800		

	53	429,200	505,000	562,700		
	54	429,500	505,700	563,500		
	55	429,800	506,300	564,400		
	56	430,200	506,900	565,300		
	57	430,500	507,200	566,100		
	58	430,800	507,800	566,900		
	59	431,100	508,400	567,700		
	60	431,400	509,100	568,400		
	61	431,800	509,500	569,200		
	62	432,100	510,100	570,100		
	63	432,400	510,800	571,000		
	64	432,700	511,500	571,900		
	65	433,000	511,900	572,700		
	66		512,500	573,600		
	67		513,100	574,500		
	68		513,600	575,400		
	69		514,100	576,200		
	70		514,600	577,100		
	71		515,100	578,000		
	72		515,600	578,900		
	73		516,000	579,700		
	74		516,500			
	75		516,900			
	76		517,300			
	77		517,800			
	78		518,400			
	79		518,900			
	80		519,300			
	81		519,800			
	82		520,400			
	83		521,000			
	84		521,500			
	85		522,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 339,500	基準給料月額 386,200	基準給料月額 446,500	基準給料月額 528,200	基準給料月額 636,200

備考　この表は、医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

（単位 円）

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400	
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700	
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000	
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300	
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500	
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800	
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100	
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400	
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600	
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800	
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100	
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400	

	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600	
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800		
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500		
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100		
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500		
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000		
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600		
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200		
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600		
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100		
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600		
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100		
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700		
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200		
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800		
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400		
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900		
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400		
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800		
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200		
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500		
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000		
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400		
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800		
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200		
	78	274,300	310,800	348,600	370,700			
	79	274,600	311,000	349,000	370,900			
	80	274,800	311,300	349,500	371,200			
	81	275,000	311,600	350,000	371,700			
	82	275,300	311,800	350,300	372,000			
	83	275,600	312,100	350,500	372,300			
	84	275,800	312,400	350,800	372,600			
	85	276,000	312,600	351,200	373,000			
	86		312,800	351,600	373,300			
	87		313,000	351,900	373,600			
	88		313,200	352,200	373,900			
	89		313,600	352,500	374,300			
	90		313,800	352,700	374,600			
	91		314,000	353,100	374,800			
	92		314,200	353,400	375,100			
	93		314,600	353,600	375,400			
	94		314,800	353,900	375,800			
	95		315,000	354,200	376,200			
	96		315,300	354,400	376,600			
	97		315,600	354,600	377,100			
	98		315,800	354,900	377,500			
	99		316,000	355,200	377,900			
	100		316,300	355,400	378,300			
	101		316,600	355,600	378,800			
	102		316,800	355,800				
	103		317,000	356,200				
	104		317,300	356,400				
	105		317,600	356,600				
	106			356,900				
	107			357,300				
	108			357,700				
	109			357,900				

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 219,900	基準給料月額 247,700	基準給料月額 279,200	基準給料月額 294,400	基準給料月額 323,100	基準給料月額 368,700	基準給料月額 414,700

備考　この表は、市民病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、臨床検査技師、視能訓練士、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士及び管理栄養士である職員に適用する。

ウ　医療職給料表(3)

（単位　円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600

55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900
56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200
57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600
58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	
59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	
60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	
61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	
62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	
63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	
64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	
65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	
66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	
67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	
68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	
69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	
70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	
71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	
72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	
73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	
74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	
75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	
76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	
77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	
78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	
79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	
80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	
81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000	
82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400	
83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900	
84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300	
85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700	
86	306,200	333,100	371,800	391,500		
87	306,700	334,100	372,600	392,100		
88	307,200	335,100	373,400	392,600		
89	307,600	336,000	374,000	392,900		
90	308,100	337,000	374,600	393,400		
91	308,600	338,000	375,200	393,700		
92	309,100	339,000	375,800	394,000		
93	309,600	339,800	376,200	394,600		
94	309,900	340,500	376,600	395,100		
95	310,400	341,200	377,100	395,600		
96	310,900	341,800	377,500	396,100		
97	311,400	342,200	378,000	396,700		
98	311,900	342,500	378,400	397,200		
99	312,300	343,000	378,900	397,700		
100	312,700	343,600	379,300	398,100		
101	313,100	344,000	379,600	398,700		
102	313,500	344,500	380,100	399,200		
103	313,900	345,100	380,400	399,700		
104	314,200	345,600	380,700	400,200		
105	314,500	346,000	381,100	400,800		
106	314,900	346,500	381,600	401,200		
107	315,300	347,000	382,100	401,700		
108	315,600	347,500	382,600	402,200		
109	315,800	347,900	383,100	402,800		
110	316,100	348,200	383,600	403,200		
111	316,300	348,500	384,100	403,700		
112	316,600	348,800	384,500	404,200		
113	316,900	349,100	384,900	404,800		

	114	317,100	349,500	385,300			
	115	317,400	349,800	385,800			
	116	317,600	350,100	386,300			
	117	317,900	350,300	386,700			
	118	318,100	350,600	387,200			
	119	318,400	350,900	387,700			
	120	318,700	351,100	388,200			
	121	319,000	351,300	388,500			
	122	319,300	351,600				
	123	319,600	351,900				
	124	319,900	352,200				
	125	320,100	352,400				
	126	320,300	352,700				
	127	320,600	353,000				
	128	321,000	353,200				
	129	321,200	353,400				
	130	321,500	353,600				
	131	321,800	353,900				
	132	322,200	354,100				
	133	322,400	354,400				
	134	322,700	354,800				
	135	323,000	355,200				
	136	323,300	355,600				
	137	323,500	355,900				
	138	323,800	356,300				
	139	324,100	356,700				
	140	324,400	357,100				
	141	324,600	357,400				
	142	324,900	357,800				
	143	325,300	358,100				
	144	325,600	358,500				
	145	325,800	358,800				
	146	326,000	359,200				
	147	326,300	359,600				
	148	326,600	360,000				
	149	326,800	360,300				
	150	327,000	360,700				
	151	327,300	361,100				
	152	327,600	361,500				
	153	328,000	361,800				
	154	328,200					
	155	328,400					
	156	328,700					
	157	329,000					
	158	329,300					
	159	329,600					
	160	329,900					
	161	330,300					
	162	330,600					
	163	330,900					
	164	331,200					
	165	331,600					
	166	331,900					
	167	332,200					
	168	332,500					
	169	332,900					

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 270,400	基準給料月額 292,600	基準給料月額 300,900	基準給料月額 312,600	基準給料月額 331,000	基準給料月額 372,300

備考　この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

第２条　羽島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第２０条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。以下「特定管理職員」という。）にあっては１００分の１０７．５）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の６２．５」	（期末手当） 第２０条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。以下「特定管理職員」という。）にあっては１００分の１０６．２５）、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５（特定管理職員にあっては、１００分の１０８．７５）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の６１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」と、「１００分の１

とする。	０８．７５」とあるのは「１００分の６３．７５」とする。
４及び５　略	４及び５　略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第２１条　略	第２１条　略
２　略	２　略
⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に１００分の１０７．５（特定管理職員にあっては、１００分の１２７．５）を乗じて得た額の総額	⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５（特定管理職員にあっては、１００分の１２６．２５）、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５（特定管理職員にあっては、１００分の１２８．７５）を乗じて得た額の総額
⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５２．５（特定管理職員にあっては、１００分の６２．５）を乗じ	⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の５１．２５（特定管理職員にあっては、１００分の６１．２５）、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５（特定管理職員にあっては、１００分の６３．７５）を乗じ

て得た額の総額 ３～５　略	て得た額の総額 ３～５　略

（羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和４１年羽島市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には１００分の２３２．５、１２月に支給する場合には１００分の２３７．５を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３２．５を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第４条　羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に１００分の２	（期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に１００分の２

０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３５ を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	０を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には１００分の２３２．５、１２月に支給する場合には１００分の２３７．５を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

（羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第５条　羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２０年羽島市条例第５号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第９条　略 ２　特定任期付職員に対する給与条例第３条の２、第１９条第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第３条の２中「この条例」とあるのは「この条例及び羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２０年羽島市条例第５号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、給与条例第１９条第１項中「管理職員」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２６．５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０６．	（給与条例の適用除外等） 第９条　略 ２　特定任期付職員に対する給与条例第３条の２、第１９条第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第３条の２中「この条例」とあるのは「この条例及び羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２０年羽島市条例第５号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、給与条例第１９条第１項中「管理職員」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２６．５」とあるのは「１００分の９６．２５」と 、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０６．

２５」とあるのは「１００分の８８．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」とする。

別表第１（第７条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	４１９，０００
2	４７０，０００
3	５２５，０００
4	５９３，０００
5	６７７，０００

別表第２（第８条関係）

一般任期付職員給料表

ア　行政職(1)

号給	給料月額（円）
1	２１８，８００
2	２４７，６００
3	２９２，４００
4	３１４，８００
5	３３１，６００
6	３５９，５００
7	４０５，４００

イ　行政職(2)

号給	給料月額（円）
1	２２５，３００
2	２３７，１００
3	２５６，９００

ウ　医療職(1)

２５」とあるのは「１００分の８８．７５」と

する。

別表第１（第７条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	４０５，０００
2	４５５，０００
3	５０８，０００
4	５７４，０００
5	６５５，０００

別表第２（第８条関係）

一般任期付職員給料表

ア　行政職(1)

号給	給料月額（円）
1	２００，３００
2	２２７，８００
3	２６９，５００
4	２９０，１００
5	３０５，７００
6	３３１，９００
7	３７４，８００

イ　行政職(2)

号給	給料月額（円）
1	２０６，２００
2	２１７，３００
3	２３５，９００

ウ　医療職(1)

号給	給料月額（円）
1	３３９，５００
2	３８６，２００
3	４４６，５００
4	５２８，２００
5	６３６，２００

号給	給料月額（円）
1	３１２，９００
2	３５６，５００
3	４１２，８００
4	４８８，５００
5	５９０，５００

エ　医療職(2)

号給	給料月額（円）
1	２１９，９００
2	２４７，７００
3	２７９，２００
4	２９４，４００
5	３２３，１００
6	３６８，７００
7	４１４，７００

エ　医療職(2)

号給	給料月額（円）
1	２０１，３００
2	２２７，９００
3	２５７，３００
4	２７１，３００
5	２９７，８００
6	３４０，０００
7	３８３，４００

オ　医療職(3)

号給	給料月額（円）
1	２７０，４００
2	２９２，６００
3	３００，９００
4	３１２，６００
5	３３１，０００
6	３７２，３００

オ　医療職(3)

号給	給料月額（円）
1	２４８，８００
2	２６９，７００
3	２７７，３００
4	２８８，１００
5	３０５，１００
6	３４３，６００

第６条　羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第９条　略 ２　特定任期付職員に対する給与条例第	（給与条例の適用除外等） 第９条　略 ２　特定任期付職員に対する給与条例第

３条の２、第１９条第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第３条の２中「この条例」とあるのは「この条例及び羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２０年羽島市条例第５号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、給与条例第１９条第１項中「管理職員」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５　」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０７．５　」とあるのは「１００分の９０」と、「総額」とあるのは「総額（任命権者又はその委任を受けた者に所属する職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長の承認を受けた額）」とする。	３条の２、第１９条第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第３条の２中「この条例」とあるのは「この条例及び羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２０年羽島市条例第５号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、給与条例第１９条第１項中「管理職員」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２６．５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５　」とする。

（羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第７条　羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年羽島市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第１３条　給与条例第２０条から第２０条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１００」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の１００」と読み替えるものとする。 ２及び３　略 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第２３条　給与条例第２０条から第２０条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が少ない者として市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１００」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の１００」と、同条第４項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第１３条　給与条例第２０条から第２０条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１００」と読み替えるものとする。 ２及び３　略 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第２３条　給与条例第２０条から第２０条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が少ない者として市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１００」と、同条第４項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給

料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前６月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。	料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前６月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。
２及び３　略	２及び３　略

第８条　羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第１３条　給与条例第２０条から第２０条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２７．５　」とあるのは「１００分の１００」と＿＿＿

末手当） 第２３条　給与条例第２０条から第２０条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が少ない者として市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１００」と、同条第４項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前６月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 ２及び３　略	末手当） 第２３条　給与条例第２０条から第２０条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が少ない者として市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１００」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の１００」と、同条第４項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前６月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 ２及び３　略

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条及び第８条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の羽島市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第３条の規定による改正後の羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の常勤特別職の給与条例」という。）の規定、第５条の規定による改正後の羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第７条の規定による改正後の羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員の給与条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後の給与条例、改正後の常勤特別職の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員の給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の羽島市職員の給与に関する条例、第３条の規定による改正前の羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例、第５条の規定による改正前の羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第７条の規定による改正前の羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の常勤特別職の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第３条　前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第８０号

羽島市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

羽島市長　松　井　　聡

【提案理由】

自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システムの導入に伴い、羽島市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

羽島市福祉医療費助成に関する条例（昭和５１年羽島市条例第３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（受給者証の提示） 第７条　前条第１項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けるときは、社会保険各法による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法による被保険者であることの確認を受けた上、受給者証の提示又は電子資格確認により、受給資格者であることについて保険医療機関等で確認を受けるものとする。 ２　前項の「電子資格確認」とは、受給資格者が、市に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、受給資格者の情報（福祉医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法	（受給者証の提示） 第７条　前条第１項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けるときは、社会保険各法による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法による被保険者であることの確認を受けた上、受給者証を提示する　　ものとする。

その他の情報通信の技術を利用する方法により、市から回答を受けて当該情報を保険医療機関等に提供し、当該保険医療機関から受給資格者であることの確認を受けることをいう。	

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第８１号

羽島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

羽島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

羽島市長　松　井　　聡

【提案理由】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和８年内閣府令第９０号）の公布に伴い、羽島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。

羽島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年羽島市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職員） 第１０条　略 ２　略 ３　略 ⑴及び⑵　略 ⑵の２　児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 ⑶　略 ⑶の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者 ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者	（職員） 第１０条　略 ２　略 ３　略 ⑴及び⑵　略 ⑶　略

エ　外国の大学を卒業した者	
⑷～⑽　略	⑷～⑽　略
４及び５　略	４及び５　略

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議第８２号

羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

羽島市長　松　井　　聡

【提案理由】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１１条第２項の規定に基づく産業廃棄物処理事務の見直し等により、羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年羽島市条例第８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（一般廃棄物の処理の申出）	（一般廃棄物の処理の届出）
第３条　処理区域内における土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、臨時に若しくは継続して一般廃棄物の収集を受けようとし、又は自ら犬及びねこ等の死体の処分をしないときは、市長に申し出なければならない。	第３条　処理区域内における土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、臨時に若しくは継続して一般廃棄物の収集を受けようとし又は犬及びねこ等の死体を自ら処分しないときは、市長に申し出なければならない。
（市民の協力義務）	（市民の協力義務）
第４条　処理区域内の土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分をすることができる一般廃棄物は自ら処分をするよう努めるとともに、自ら処分をしないものについては、種別ごとに分別し、各別の容器に収納し所定の場所に集める等市長の指示する方法に従わなければならない。	第４条　処理区域内の土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分する　ことができる一般廃棄物は自ら処分する　よう努めるとともに、自ら処分しない　ものについては、種別ごとに分別し、各別の容器に収納し所定の場所に集める等市長の指示する方法に従わなければならない。
２　略	２　略
（技術管理者の資格）	（技術管理者の資格）
第４条の２　廃掃法第２１条第３項に規定する条例で定める　　技術管理者の資格は、次のとお	第４条の２　市が、廃掃法第６条の２第１項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格は、次のとお

りとする。 ⑴～⑾　略 （一般廃棄物処理手数料） 第６条　略 （指定袋） 第７条　略   <

（羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

２　羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（令和２年羽島市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） ２　この条例の施行の際、現存する羽島市家庭系ごみ指定ごみ袋の規格等に関する要綱（平成２４年羽島市告示第３７号）に規定する燃やせるごみ用指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）については、令和９年３月３１日までの間、容量大の指定ごみ袋については３６円を、容量小の指定ごみ袋については２８円を一般廃棄物処理手数料として納付したことを証するシールを貼付した場合に限り、指定袋（別表第１に規定する可燃ごみ袋に限る。）としてこれを使用することができる。	附　則 （経過措置） ２　この条例の施行の際、現存する羽島市家庭系ごみ指定ごみ袋の規格等に関する要綱（平成２４年羽島市告示第３７号）に規定する燃やせるごみ用指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）については、当分の間、容量大の指定ごみ袋については３６円を、容量小の指定ごみ袋については２８円を一般廃棄物処理手数料として納付したことを証するシールを貼付した場合に限り、指定袋（別表第１に規定する可燃ごみ袋に限る。）としてこれを使用することができる。

議第８３号

羽島市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

羽島市長　松　井　　聡

【提案理由】

下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の公布に伴い、羽島市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の一部を改正する条例

羽島市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例（平成２５年羽島市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、下水道法（昭和３３年法律第７９号。以下「法」という。）第７条第３項、第２１条第２項及び第２８条第２項の規定に基づき、羽島市が設置する公共下水道の構造、終末処理場の維持管理並びに都市下水路の構造及び維持管理に関する基準を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、下水道法（昭和３３年法律第７９号。以下「法」という。）第７条第２項、第２１条第２項及び第２８条第２項の規定に基づき、羽島市が設置する公共下水道の構造、終末処理場の維持管理並びに都市下水路の構造及び維持管理に関する基準を定めるものとする。

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日から施行する。

議第８４号

羽島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

羽島市長　松　井　　聡

【提案理由】

羽島市民病院の一般病床の数を見直すため、羽島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

羽島市病院事業の設置等に関する条例（昭和４２年羽島市条例第７号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（経営の基本） 第３条　略 ２　略 ⑴～㉗　略 ３　略 ⑴　一般病床　２１１床 ⑵　略	（経営の基本） 第３条　略 ２　略 ⑴～㉗　略 ３　略 ⑴　一般病床　２６１床 ⑵　略

附　則

この条例は、令和９年２月１日から施行する。

議第８５号

羽島市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

羽島市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

羽島市長　松　井　　聡

【提案理由】

健康保険法等の一部を改正する法律（令和８年法律第３１号）の公布に伴い、羽島市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するものである。

羽島市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

羽島市民病院使用料及び手数料徴収条例（昭和３７年羽島市条例第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（料金の算定方法） 第２条　病院の使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７６条第２項、第８５条第２項、第８６条第２項及び第３項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第７１条第１項、第７４条第２項、第７６条第２項及び第３項の規定に定める算定方法によって算定する。 ２及び３　略	（料金の算定方法） 第２条　病院の使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７６条第２項、第８５条第２項及び第８６条第２項第１号　並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第７１条第１項、第７４条第２項及び第７６条第２項第１号　の規定に定める算定方法によって算定する。 ２及び３　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年３月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の羽島市民病院使用料及び手数料徴収条例の規定は、施行日以後に生じた使用料及び手数料について適用し、施行日前に生じた使用料及び手数料については、なお従前の例による。

議第８６号

令和８年度羽島市一般会計補正予算（第５号）

令和８年度羽島市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２１２，２８７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１，１０９，８３４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

令和８年１１月２６日提出

羽島市長　松　井　　聡

第１表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		5，485，787	5，412	5，491，199
	1 国庫負担金	4，303，669	5，412	4，309，081
15 県支出金		2，560，692	4，356	2，565，048
	1 県負担金	1，629，151	2，706	1，631，857
	2 県補助金	779，620	1，650	781，270
17 寄附金		403，400	2，014	405，414
	1 寄附金	403，400	2，014	405，414
18 繰入金		2，632，312	200，505	2，832，817
	2 基金繰入金	2，626，272	200，505	2，826，777
歳入合計		30，897，547	212，287	31，109，834

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		197,264	1,228	198,492
	1 議会費	197,264	1,228	198,492
2 総務費		4,352,325	75,481	4,427,806
	1 総務管理費	3,756,711	57,446	3,814,157
	2 徴税費	335,445	12,562	348,007
	3 戸籍住民基本台帳費	217,481	71	217,552
	4 選挙費	20,832	347	21,179
	6 監査委員費	17,593	5,055	22,648
3 民生費		12,145,728	63,946	12,209,674
	1 社会福祉費	6,809,810	32,284	6,842,094
	2 児童福祉費	4,241,661	28,356	4,270,017
	3 生活保護費	1,094,147	3,306	1,097,453
4 衛生費		5,251,689	△21,714	5,229,975
	1 保健衛生費	2,488,862	△6,749	2,482,113
	2 清掃費	2,762,827	△14,965	2,747,862
5 農林水産業費		408,494	15,305	423,799
	1 農業費	400,196	15,305	415,501
6 商工費		442,320	4,702	447,022
	1 商工費	442,320	4,702	447,022
7 土木費		1,658,526	22,813	1,681,339

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1土木管理費	76,643	1,568	78,211
	2道路橋りょう費	413,613	15,826	429,439
	4都市計画費	1,086,839	5,419	1,092,258
8消防費		1,177,660	27,677	1,205,337
	1消防費	1,177,660	27,677	1,205,337
9教育費		3,150,237	22,849	3,173,086
	1教育総務費	1,019,253	18,094	1,037,347
	5幼稚園費	79,012	5,420	84,432
	6社会教育費	428,339	△3,612	424,727
	7保健体育費	1,185,857	2,947	1,188,804
歳出合計		30,897,547	212,287	31,109,834

第２表

繰　越　明　許　費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
8 消防費	1 消防費	消防自動車購入事業	１４，９１７

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 民生費国庫負担金	4,303,669	5,412	4,309,081	2 児童福祉費負担金	5,412	子育てのための施設等利用給付負担金 5,412(既決 82,938)
計	4,303,669	5,412	4,309,081			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 民生費県負担金	1,625,309	2,706	1,628,015	2 児童福祉費負担金	2,706	子育てのための施設等利用給付負担金 2,706(既決 41,469)
計	1,629,151	2,706	1,631,857			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
4 農林水産業費県補助金	82,552	1,650	84,202	1 農業費補助金	1,650	新規就農者育成総合対策事業費補助金 1,650(既決 5,400)
計	779,620	1,650	781,270			

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
5 教育費寄附金	0	1,000	1,000	1 社会教育費寄附金	1,000	図書購入費寄附金　1,000(既決 0)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 民生費寄附金	0	1,014	1,014	1 社会福祉費寄附金	1,014	老人福祉費寄附金 1,014(既決 0)
計	403,400	2,014	405,414			

(款) 18 繰入金
(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	2,626,272	200,505	2,826,777	1 財政調整基金繰入金	200,505	財政調整基金繰入金 200,505(既決 1,752,956)
計	2,626,272	200,505	2,826,777			

2　歳出

(款) 1　議会費

(項) 1　議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	197,264	1,228	198,492				1,228	2 給料	722		
								一般職給	722	議員報酬等	430(既決 148,826)
								3 職員手当等	463	職員人件費	798(既決 34,092)
								議員期末手当	430		
								期末手当	15		
								勤勉手当	18		
								4 共済費	43		
								職員共済組合負担金	43		
計	197,264	1,228	198,492				1,228				

(款) 2　総務費

(項) 1　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	1,089,425	56,990	1,146,415				56,990	1 報酬	7,360		
								会計年度任用職員報酬(月給)	7,360	会計年度任用職員報酬等	7,360(既決 208,684)
										特別職人件費	140(既決 57,504)
										職員人件費	49,490(既決 784,448)
								2 給料	33,280		
								一般職給	33,280		
								3 職員手当等	1,411		
								住居手当	94		
								通勤手当	849		
								宿日直手当	75		
								期末手当	393		
								4 共済費	14,939		

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								公務災害補償基金負担金	1	
								職員共済組合負担金	7,466	
								退職手当組合負担金	7,472	
11 交通安全対策費	112,639	454	113,093				454	1 報酬	339	
								会計年度任用職員報酬(月給)	339	会計年度任用職員報酬等 454(既決 13,626)
								3 職員手当等	115	
								期末手当	56	
								勤勉手当	59	
12 災害対策費	31,750	2	31,752				2	3 職員手当等	2	
								時間外勤務手当	2	災害支援事業 2(既決 0)
計	3,756,711	57,446	3,814,157				57,446			

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 税務総務費	212,335	12,562	224,897				12,562	2 給料	8,627	
								一般職給	8,627	職員人件費 12,562(既決 174,477)
								3 職員手当等	2,306	
								扶養手当	△804	
								住居手当	399	
								通勤手当	108	
								時間外勤務手当	1,884	
								管理職手当	△499	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								期末手当	1,578	
								勤勉手当	915	
								児童手当	△1,275	
								4 共済費	1,629	
								職員共済組合負担金	1,629	
計	335,445	12,562	348,007				12,562			

(款) 2 総務費
(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	217,481	71	217,552				71	1 報酬	339	
								会計年度任用職員報酬(月給)	339	職員人件費 △383(既決 101,886) 個人番号カード交付等事務 454(既決 54,885)
								2 給料	△65	
								一般職給	△65	
								3 職員手当等	△292	
								扶養手当	△112	
								住居手当	515	
								通勤手当	△249	
								時間外勤務手当	744	
								管理職手当	△850	
								期末手当	△40	
								勤勉手当	△255	
								児童手当	△45	
								4 共済費	89	
								職員共済組合負担金	89	
計	217,481	71	217,552				71			

(款) 2　総務費
　(項) 4　選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 選挙管理委員会費	9,161	340	9,501				340	2 給料	118		
								一般職給	118	職員人件費	340(既決 7,162)
								3 職員手当等	59		
								期末手当	42		
								勤勉手当	17		
								4 共済費	163		
								職員共済組合負担金	163		
3 県議会議員選挙費	8,821	7	8,828				7	1 報酬	7		
								会計年度任用職員報酬(時給)	7	県議会議員選挙費	7(既決 8,821)
計	20,832	347	21,179				347				

(款) 2　総務費
　(項) 6　監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 監査委員費	17,593	5,055	22,648				5,055	2 給料	2,159		
								一般職給	2,159	職員人件費	5,055(既決 16,025)
								3 職員手当等	2,027		
								扶養手当	216		
								通勤手当	△37		
								管理職手当	578		
								期末手当	486		
								勤勉手当	784		
								4 共済費	869		
								職員共済組合負担金	869		
計	17,593	5,055	22,648				5,055				

(款) 3　民生費
　(項) 1　社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	1,934,746	17,963	1,952,709				17,963	2 給料	7,665	
								一般職給	7,665	職員人件費　15,252(既決 158,602)
								3 職員手当等	5,710	介護保険特別会計繰出金　2,711(既決 973,762)
								扶養手当	△156	
								住居手当	△395	
								通勤手当	445	
								特殊勤務手当	3	
								時間外勤務手当	5,177	
								管理職手当	△748	
								期末手当	1,241	
								勤勉手当	△357	
								児童手当	500	
								4 共済費	1,877	
								職員共済組合負担金	1,877	
								27 繰出金	2,711	
3 障害者福祉費	77,611	10,064	87,675				10,064	18 負担金・補助及び交付金	10,064	岐阜地域児童発達支援センター組合負担経費　10,064(既決 12,719)
								負担金	10,064	
4 障害者自立支援費	2,558,441	385	2,558,826				385	12 委託料	385	障害者自立支援事務経費　385(既決 9,840)
5 国民年金費	37,397	3,512	40,909				3,512	1 報酬	43	
								会計年度任用職員報酬(時給)	43	職員人件費　3,469(既決 32,448) 国民年金事務経費　43(既決 4,949)
								2 給料	1,286	
								一般職給	1,286	
								3 職員手当等	1,778	
								扶養手当	372	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								住居手当	△96	
								通勤手当	△354	
								時間外勤務手当	802	
								管理職手当	102	
								期末手当	404	
								勤勉手当	268	
								児童手当	280	
								4 共済費	405	
								職員共済組合負担金	405	
6 老人福祉費	92,404	226	92,630			1,014	△788	1 報酬	169	
								会計年度任用職員報酬(月給)	169	会計年度任用職員報酬等 226(既決 6,196) 家族介護支援事業 (既決 4,102)
								3 職員手当等	57	
								期末手当	28	
								勤勉手当	29	
10 後期高齢者医療費	1,161,257	20	1,161,277				20	1 報酬	20	
								会計年度任用職員報酬(時給)	20	後期高齢者保健事業 8(既決 983) 後期高齢者健康診査事業 12(既決 56,701)
11 生活困窮者自立支援費	5,878	114	5,992				114	1 報酬	85	
								会計年度任用職員報酬(月給)	85	生活困窮者自立支援事業 114(既決 5,878)
								3 職員手当等	29	
								期末手当	14	
								勤勉手当	15	
計	6,809,810	32,284	6,842,094			1,014	31,270			

(款) 3　民生費
　(項) 2　児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	103,807	4,273	108,080				4,273	2 給料	2,487	
								一般職給	2,487	職員人件費　4,273(既決 99,998)
								3 職員手当等	1,196	
								扶養手当	△432	
								住居手当	△134	
								通勤手当	△196	
								時間外勤務手当	684	
								管理職手当	87	
								期末手当	586	
								勤勉手当	601	
								4 共済費	590	
								職員共済組合負担金	590	
2 児童福祉対策費	216,642	13,255	229,897				13,255	1 報酬	8,102	
								会計年度任用職員報酬(月給)	946	放課後児童健全育成事業　8,102(既決 118,395)
										妊婦のための支援給付　5,153(既決 41,631)
								会計年度任用職員報酬(時給)	7,156	
								22 償還金・利子及び割引料	5,153	
3 保育所等運営費	2,186,580	10,828	2,197,408	8,118			2,710	19 扶助費	10,826	
								22 償還金・利子及び割引料	2	子どものための教育・保育給付費 2(既決 1,877,681) 子育てのための施設等利用給付費 10,826(既決 170,020)
計	4,241,661	28,356	4,270,017	8,118			20,238			

(款) 3　民生費
　(項) 3　生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 生活保護総務費	107,046	3,306	110,352				3,306	1 報酬	43		
								会計年度任用職員報酬(月給)	43	職員人件費	3,224(既決 93,901)
										生活保護事務経費	82(既決 13,145)
								2 給料	1,634		
								一般職給	1,634		
								3 職員手当等	1,170		
								扶養手当	△520		
								通勤手当	61		
								特殊勤務手当	54		
								時間外勤務手当	1,995		
								期末手当	65		
								勤勉手当	115		
								児童手当	△600		
								4 共済費	459		
								職員共済組合負担金	446		
								社会保険料	13		
計	1,094,147	3,306	1,097,453				3,306				

(款) 4　衛生費
　(項) 1　保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 保健衛生総務費	126,763	△7,580	119,183				△7,580	2 給料	△5,440		
								一般職給	△5,440	職員人件費	△7,580(既決 95,748)
								3 職員手当等	△1,246		
								住居手当	△336		
								通勤手当	△74		

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								時間外勤務手当	628		
								期末手当	△779		
								勤勉手当	△765		
								児童手当	80		
								4 共済費	△894		
								職員共済組合負担金	△894		
2 母子衛生費	79,672	208	79,880				208	1 報酬	208		
								会計年度任用職員報酬(月給)	121	母子保健事業	87(既決 11,662)
										妊婦等包括相談支援事業	121(既決 11,709)
								会計年度任用職員報酬(時給)	87		
4 健康づくり対策費	50,007	41	50,048				41	1 報酬	41		
								会計年度任用職員報酬(時給)	41	がん検診事業	41(既決 39,339)
5 環境総務費	76,628	423	77,051				423	2 給料	222		
								一般職給	222	職員人件費	423(既決 12,795)
								3 職員手当等	165		
								期末手当	63		
								勤勉手当	102		
								4 共済費	36		
								職員共済組合負担金	36		
6 斎場費	68,693	159	68,852				159	1 報酬	159		
								会計年度任用職員報酬(月給)	159	会計年度任用職員報酬等	159(既決 6,745)
計	2,488,862	△6,749	2,482,113				△6,749				

(款) 4　衛生費
　(項) 2　清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 清掃総務費	1,153,406	△14,965	1,138,441				△14,965	1 報酬	182	
								会計年度任用職員報酬	182	会計年度任用職員報酬等　218(既決 7,372) 職員人件費　△15,183(既決 120,323)
								(月給)		
								2 給料	△11,314	
								一般職給	△11,314	
								3 職員手当等	△1,815	
								扶養手当	△60	
								住居手当	△336	
								通勤手当	△123	
								特殊勤務手当	△11	
								時間外勤務手当	1,642	
								管理職手当	△747	
								期末手当	△1,155	
								勤勉手当	△1,145	
								児童手当	120	
								4 共済費	△2,054	
								職員共済組合負担金	△2,054	
								8 旅費	36	
								費用弁償	36	
計	2,762,827	△14,965	2,747,862				△14,965			

(款) 5　農林水産業費
　(項) 1　農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 農業総務費	82,499	9,208	91,707				9,208	2 給料	5,493	
								一般職給	5,493	職員人件費　9,208(既決 78,003)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								3 職員手当等	2,650	
								扶養手当	156	
								住居手当	△300	
								通勤手当	38	
								時間外勤務手当	396	
								管理職手当	86	
								期末手当	1,180	
								勤勉手当	974	
								児童手当	120	
								4 共済費	1,065	
								職員共済組合負担金	1,065	
3 農業振興費	50,371	227	50,598				227	1 報酬	169	
								会計年度任用職員報酬(月給)	169	水田営農推進事業 227(既決 12,353)
								3 職員手当等	58	
								期末手当	28	
								勤勉手当	30	
5 地域農政推進対策事業費	19,274	1,764	21,038	1,650			114	1 報酬	85	
								会計年度任用職員報酬(月給)	85	地域農政推進対策事業 1,650(既決 14,614) 農地中間管理事業 114(既決 3,511)
								3 職員手当等	29	
								期末手当	14	
								勤勉手当	15	
								18 負担金・補助及び交付金	1,650	
								補助金	1,650	
6 土地改良費	166,542	3,766	170,308				3,766	2 給料	1,850	
								一般職給	1,850	職員人件費 2,316(既決 24,985)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								3 職員手当等	96	市単土地改良事業	1,450(既決 3,500)
								扶養手当	△312		
								住居手当	27		
								期末手当	471		
								勤勉手当	445		
								児童手当	△535		
								4 共済費	370		
								職員共済組合負担金	370		
								14 工事請負費	1,450		
8 桑原排水機管理費	10,848	340	11,188				340	1 報酬	254		
								会計年度任用職員報酬(月給)	254	会計年度任用職員報酬等	340(既決 10,380)
								3 職員手当等	86		
								期末手当	42		
								勤勉手当	44		
計	400,196	15,305	415,501	1,650			13,655				

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 商工総務費	46,031	4,702	50,733				4,702	2 給料	2,181		
								一般職給	2,181	職員人件費	4,702(既決 45,453)
								3 職員手当等	1,333		
								時間外勤務手当	125		
								管理職手当	102		
								期末手当	621		
								勤勉手当	485		
								4 共済費	1,188		

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								職員共済組合負担金	1,188	
計	442,320	4,702	447,022				4,702			

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 土木総務費	76,643	1,568	78,211				1,568	3 職員手当等	1,445	
								扶養手当	312	職員人件費 1,568(既決 31,082)
								住居手当	336	
								通勤手当	102	
								時間外勤務手当	162	
								期末手当	53	
								児童手当	480	
								4 共済費	123	
								職員共済組合負担金	123	
計	76,643	1,568	78,211				1,568			

(款) 7 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 道路橋りょう総務費	31,414	1,348	32,762				1,348	2 給料	471	
								一般職給	471	職員人件費 1,348(既決 31,203)
								3 職員手当等	826	
								時間外勤務手当	470	
								期末手当	147	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								勤勉手当	209		
								4 共済費	51		
								職員共済組合負担金	51		
2 道路維持費	248,509	12,663	261,172				12,663	12 委託料	12,663		
										道路維持管理費	12,663(既決 231,426)
3 道路新設改良費	124,915	1,815	126,730				1,815	2 給料	1,084		
								一般職給	1,084	職員人件費	1,815(既決 43,138)
								3 職員手当等	642		
								扶養手当	△156		
								時間外勤務手当	531		
								期末手当	208		
								勤勉手当	179		
								児童手当	△120		
								4 共済費	89		
								職員共済組合負担金	89		
計	413,613	15,826	429,439				15,826				

(款) 7 土木費
(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 都市計画総務費	79,556	5,419	84,975				5,419	2 給料	2,397		
								一般職給	2,397	職員人件費	5,419(既決 78,631)
								3 職員手当等	2,330		
								扶養手当	130		
								住居手当	118		
								通勤手当	183		
								期末手当	1,191		
								勤勉手当	618		

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								児童手当	90		
								4 共済費	692		
								職員共済組合負担金	692		
計	1,086,839	5,419	1,092,258				5,419				

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 常備消防費	750,416	27,677	778,093				27,677	2 給料	13,884		
								一般職給	13,884	職員人件費	23,764(既決 686,389)
								3 職員手当等	7,395	常備消防事務経費	3,913(既決 29,888)
								扶養手当	△396		
								住居手当	615		
								通勤手当	390		
								特殊勤務手当	703		
								時間外勤務手当	2,604		
								期末手当	2,346		
								勤勉手当	1,558		
								児童手当	△425		
								4 共済費	2,485		
								職員共済組合負担金	1,994		
								社会保険料	491		
								10 需用費	3,913		
								消耗品費	3,913		
計	1,177,660	27,677	1,205,337				27,677				

（款）9　教育費
　（項）1　教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2　事務局費	188,379	17,253	205,632				17,253	1　報酬	103	
								会計年度任用職員報酬（月給）	103	会計年度任用職員報酬等　144(既決 4,597) 教育長人件費　38(既決 13,519) 職員人件費　17,071(既決 168,638)
								2　給料	7,551	
								一般職給	7,551	
								3　職員手当等	6,819	
								扶養手当	1,012	
								住居手当	△255	
								通勤手当	△75	
								時間外勤務手当	2,353	
								管理職手当	△204	
								期末手当	2,090	
								勤勉手当	1,328	
								児童手当	570	
								4　共済費	2,780	
								職員共済組合負担金	2,775	
								社会保険料	5	
3　教育振興費	136,310	654	136,964				654	1　報酬	221	
								会計年度任用職員報酬（時給）	221	部活動体制整備事業　311(既決 18,616) 体験的な活動推進事業　124(既決 28,207) 教育支援体制整備事業　219(既決 9,070)
								3　職員手当等	309	
								時間外勤務手当	309	
								8　旅費	124	
								費用弁償	124	
4　教育研究・研修推進費	6,948	159	7,107				159	1　報酬	115	
										教育研究・研修事務経費　159(既決 6,948)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								会計年度任用職員報酬(月給)	103	
								会計年度任用職員報酬(時給)	12	
								3 職員手当等	35	
								期末手当	17	
								勤勉手当	18	
								8 旅費	9	
								費用弁償	9	
5 教育支援センター費	685,651	28	685,679				28	1 報酬	28	
								会計年度任用職員報酬(月給)	28	教育支援センター事務経費 28(既決 58,009)
計	1,019,253	18,094	1,037,347				18,094			

(款) 9 教育費
(項) 5 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 西部幼稚園費	79,012	5,420	84,432				5,420	1 報酬	349	
								会計年度任用職員報酬(月給)	349	会計年度任用職員報酬等 468(既決 14,193)
										職員人件費 4,952(既決 42,295)
								2 給料	3,335	
								一般職給	3,335	
								3 職員手当等	921	
								通勤手当	27	
								特殊勤務手当	58	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								時間外勤務手当	372	
								期末手当	335	
								勤勉手当	129	
								4 共済費	815	
								職員共済組合負担金	815	
計	79,012	5,420	84,432				5,420			

(款) 9 教育費
(項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会教育総務費	83,074	△7,677	75,397				△7,677	1 報酬	133		
								会計年度任用職員報酬(月給)	133	職員人件費	△7,875(既決 75,267)
										社会教育推進事業	198(既決 3,061)
								2 給料	△5,015		
								一般職給	△5,015		
								3 職員手当等	△2,011		
								扶養手当	663		
								住居手当	△505		
								通勤手当	△199		
								時間外勤務手当	△740		
								管理職手当	△102		
								期末手当	△637		
								勤勉手当	△636		
								児童手当	145		
								4 共済費	△784		
								職員共済組合負担金	△790		

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								社会保険料	6		
7 図書館費	114,041	4,065	118,106			1,000	3,065	1 報酬	330		
								会計年度任用職員報酬(時給)	330	職員人件費	2,735(既決 36,735)
										図書館事務経費	330(既決 18,899)
										閲覧用図書整備事業	1,000(既決 11,419)
								2 給料	1,043		
								一般職給	1,043		
								3 職員手当等	1,235		
								通勤手当	86		
								管理職手当	499		
								期末手当	187		
								勤勉手当	463		
								4 共済費	457		
								職員共済組合負担金	457		
								17 備品購入費	1,000		
計	428,339	△3,612	424,727			1,000	△4,612				

(款) 9 教育費
(項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 保健体育総務費	114,322	△7,557	106,765				△7,557	2 給料	△4,059		
								一般職給	△4,059	職員人件費	△7,557(既決 50,783)
								3 職員手当等	△2,636		
								扶養手当	△312		
								住居手当	196		
								通勤手当	14		
								時間外勤務手当	△1,094		
								管理職手当	△397		
								期末手当	△368		

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								勤勉手当	△475		
								児童手当	△200		
								4 共済費	△862		
								職員共済組合負担金	△862		
5 給食センター費	992,078	10,504	1,002,582				10,504	2 給料	6,026		
								一般職給	6,026	職員人件費	10,504(既決 42,446)
								3 職員手当等	2,726		
								扶養手当	△156		
								通勤手当	101		
								管理職手当	499		
								期末手当	1,130		
								勤勉手当	1,252		
								児童手当	△100		
								4 共済費	1,752		
								職員共済組合負担金	1,752		
計	1,185,857	2,947	1,188,804				2,947				

給　　与　　費　　明　　細　　書

1　特別職

区　　分		職員数（人）	給与費							共済費（千円）	合　計（千円）	備　考
			報　酬（千円）	給　料（千円）	期末手当（千円）	調整手当（千円）	寒冷地手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）			
補正後	長　等	4	－	35,650	16,756	－	－	244	52,650	18,551	71,201	
	議　員	18	85,961	－	40,400	－	－	－	126,361	22,895	149,256	
	その他の特別職	1,429	67,772	－	－	－	－	－	67,772	－	67,772	
	計	1,451	153,733	35,650	57,156	－	－	244	246,783	41,446	288,229	
補正前	長　等	4	－	35,650	16,578	－	－	244	52,472	18,551	71,023	
	議　員	18	85,961	－	39,970	－	－	－	125,931	22,895	148,826	
	その他の特別職	1,429	67,772	－	－	－	－	－	67,772	－	67,772	
	計	1,451	153,733	35,650	56,548	－	－	244	246,175	41,446	287,621	
比較	長　等	－	－	－	178	－	－	0	178	－	178	
	議　員	－	－	－	430	－	－	－	430	－	430	
	その他の特別職	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	計	－	－	－	608	－	－	0	608	－	608	

2　一般職

（1）総括

区　　分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
補正後	885	586,676	1,594,438	1,104,832	3,285,946	759,497	4,045,443	
補正前	876	567,792	1,516,816	1,067,102	3,151,710	731,125	3,882,835	
比較	9	18,884	77,622	37,730	134,236	28,372	162,608	

職員手当の内訳	区　分	扶養手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
	補正後	44,317	19,269	30,097	16,460	139,890	1,241	1,698	7,497	59,560	408,730	376,073
	補正前	44,872	19,326	29,000	15,653	120,844	1,166	1,698	7,497	61,154	396,856	369,036
	比較	△ 555	△ 57	1,097	807	19,046	75	0	0	△ 1,594	11,874	7,037

（2）給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　　明	備　　考
給　　料	77,622	給与改定に伴う増減分	55,484		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	22,138		
職員手当	37,730	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	37,730		

ア　会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
補正後	401	－	1,594,438	1,002,663	2,597,101	684,291	3,281,392	
補正前	392	－	1,516,816	965,982	2,482,798	655,967	3,138,765	
比較	9	－	77,622	36,681	114,303	28,324	142,627	

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
	補正後	44,317	19,269	30,097	16,460	139,003	1,241	1,698	7,497	59,560	359,621	323,900
	補正前	44,872	19,326	29,000	15,653	120,266	1,166	1,698	7,497	61,154	348,107	317,243
	比較	△ 555	△ 57	1,097	807	18,737	75	0	0	△ 1,594	11,514	6,657

イ　会計年度任用職員

区　　分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合　計（千円）	備　考
		報　酬（千円）	給　料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
補　正　後	484	586,676	－	102,169	688,845	75,206	764,051	
補　正　前	484	567,792	－	101,120	668,912	75,158	744,070	
比　　較	0	18,884	－	1,049	19,933	48	19,981	

職員手当の内訳	区　　分	時間外勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
	補　正　後	887	49,109	52,173
	補　正　前	578	48,749	51,793
	比　　較	309	360	380

議第８７号

令和８年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和８年度羽島市の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，７２５，２６３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２６日提出

羽島市長　松　井　　聡

第１表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
４県支出金		４，８０９，１５９	５４	４，８０９，２１３
	１県負担金	４，７８９，８５０	５４	４，７８９，９０４
７繰越金		１３６，３０８	２８	１３６，３３６
	１繰越金	１３６，３０８	２８	１３６，３３６
歳入合計		６，７２５，１８１	８２	６，７２５，２６３

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4保健事業費		９１，０４６	８２	９１，１２８
	1保健事業費	９１，０４６	８２	９１，１２８
歳出合計		６，７２５，１８１	８２	６，７２５，２６３

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　歳入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 県負担金	4,789,850	54	4,789,904	1 保険給付費等交付金	54	特別交付金　54(既決 87,475)
計	4,789,850	54	4,789,904			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 繰越金	136,308	28	136,336	1 繰越金	28	繰越金　28(既決 136,308)
計	136,308	28	136,336			

2　歳出
(款) 4　保健事業費
　(項) 1　保健事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健事業費	91,046	82	91,128	54			28	1 報酬	82	
								会計年度任用職員報酬(時給)	82	特定健診等事業　82(既決 76,201)
計	91,046	82	91,128	54			28			

給　与　費　明　細　書

1　一般職

（1）総括

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
補正後	5	2,441	－	－	2,441	－	2,441	
補正前	5	2,359	－	－	2,359	－	2,359	
比較	0	82	－	－	82	－	82	

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
	補正後	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	補正前	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	比較	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（2）給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説明	備考
給料	－	給与改定に伴う増減分	－		
		昇給に伴う増加分	－		
		その他の増減分	－		
職員手当	－	制度改正に伴う増減分	－		
		その他の増減分	－		

議第８８号

令和８年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第２号）

令和８年度羽島市の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，９８８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，０６２，３５６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２６日提出

羽島市長　松　井　　聡

第１表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4国庫支出金		１，５０５，１１５	２，２７７	１，５０７，３９２
	2国庫補助金	２６３，６５２	２，２７７	２６５，９２９
8繰入金		１，１８２，９６６	２，７１１	１，１８５，６７７
	1繰入金	１，１８２，９６６	２，７１１	１，１８５，６７７
歳入合計		７，０５７，３６８	４，９８８	７，０６２，３５６

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		54,083	4,988	59,071
	1総務管理費	8,281	4,554	12,835
	3認定審査費	35,243	434	35,677
歳出合計		7,057,368	4,988	7,062,356

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　歳入

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 国庫補助金	263,652	2,277	265,929	5 介護保険事業費補助金	2,277	介護保険事業費補助金　2,277(既決 0)
計	263,652	2,277	265,929			

(款) 8 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 一般会計繰入金	973,762	2,711	976,473	4 事務費繰入金	2,711	事務費繰入金　2,711(既決 54,073)
計	1,182,966	2,711	1,185,677			

2　歳出

(款) 1　総務費

(項) 1　総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1　一般管理費	8,281	4,554	12,835	2,277		2,277		12　委託料	4,554	総務事務経費　4,554(既決 8,281)
計	8,281	4,554	12,835	2,277		2,277				

(款) 1　総務費

(項) 3　認定審査費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1　認定調査費	35,243	434	35,677			434		18　負担金・補助及び交付金	434	市・郡二町介護認定審査会事業特別会計負担金 434(既決 16,293)
								負担金	434	
計	35,243	434	35,677			434				

議第８９号

令和８年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７８３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０，１６７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２６日提出

羽島市長　松　井　　聡

第１表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１分担金及び負担金		２９，３８３	７８３	３０，１６６
	１分担金	２９，３８３	７８３	３０，１６６
歳入合計		２９，３８４	７８３	３０，１６７

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1介護認定審査会事業費		29,084	783	29,867
	1介護認定審査会事業費	29,084	783	29,867
歳出合計		29,384	783	30,167

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　歳入

（款）1 分担金及び負担金

（項）1 分担金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 分担金	29,383	783	30,166	1 分担金	783	認定審査会分担金　783(既決 29,383)
計	29,383	783	30,166			

2　歳出
(款) 1　介護認定審査会事業費
　(項) 1　介護認定審査会事業費　　(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 事業費	29,084	783	29,867			783		2 給料	△47		
								一般職給	△47	職員人件費	783(既決 13,979)
								3 職員手当等	808		
								扶養手当	312		
								通勤手当	38		
								期末手当	124		
								勤勉手当	34		
								児童手当	300		
								4 共済費	22		
								職員共済組合負担金	22		
計	29,084	783	29,867			783					

給　与　費　明　細　書

1　一般職

（1）総括

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
補正後	4	2,108	7,954	4,111	14,173	2,277	16,450	
補正前	4	2,108	8,001	3,603	13,712	2,255	15,967	
比較	0	0	△ 47	508	461	22	483	

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
	補正後	468	0	248	－	26	－	－	－	－	1,881	1,488
	補正前	156	0	210	－	26	－	－	－	－	1,757	1,454
	比較	312	0	38	－	0	－	－	－	－	124	34

（2）給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説明	備考
給料	△ 47	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 47		
職員手当	508	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	508		

ア　会計年度任用職員以外の職員

区　　分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
補正後	2	－	7,954	4,111	12,065	2,277	14,342	
補正前	2	－	8,001	3,603	11,604	2,255	13,859	
比　　較	0	－	△ 47	508	461	22	483	

職員手当の内訳	区　　分	扶養手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
	補正後	468	0	248	－	26	－	－	－	－	1,881	1,488
	補正前	156	0	210	－	26	－	－	－	－	1,757	1,454
	比　　較	312	0	38	－	0	－	－	－	－	124	34

イ　会計年度任用職員

区　　分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
補正後	2	2,108	－	－	2,108	－	2,108	
補正前	2	2,108	－	－	2,108	－	2,108	
比　　較	0	0	－	－	0	－	0	

議 第 90 号

令和８年度 羽島市病院事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　　令和8年度羽島市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事　項	期　間	限 度 額
経営改善コンサルティング業務委託	令和9年度	25,300千円

令 和 8 年 11 月 26 日　提　出

羽 島 市 長　松 井　聡

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事　項	限度額	令和7年度末までの支払義務発生額		令和8年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	一般会計負担金	損益勘定留保資金等
経営改善コンサルティング業務委託	25,300千円	―	0千円	令和9年度	25,300千円	0千円	0千円	25,300千円